



パットワールド® PATWORLD

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー

〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 129 2015年06月23日

台日特許手続上の微生物寄託の相互承認の開始について

記

台湾經濟部智慧財産局(以下「台湾特許庁」という。)から、日本特許庁との取決めに従い、2015年6月18日から『特許手続上の微生物寄託の相互承認』の実施を開始すると発表がありました。

これは、2015年6月18日以降の特許出願において、その出願前に台湾特許庁又は日本特許庁が指定する下記寄託機関

【台湾:財団法人食品工業発展研究所(FIRDI)】

【日本:特許微生物寄託センター(NPMD)】

【日本:NITE 特許生物寄託センター(NITE-IPOD)】

の何れかに微生物寄託を行ったうえで、法定期間内(例えば、台湾出願では出願日から4ヶ月、又は優先権主張ある場合は、優先権日から16ヶ月以内)に、当該寄託機関が発行する寄託証明書を補充することで微生物の寄託の効力を互いに認めるとのものです。

従って、台湾及び日本における微生物関連特許出願における微生物寄託については、両国で別々に寄託する必要はなくなり、日本又は台湾が指定するいずれかの寄託機関からの寄託証明書を提出することで足りることになります。

以上

(情報源:台湾經濟部知的財産局)